

## 令和8年度ドローン操縦に係る体験会開催委託業務

### 企画提案審査要領

令和8年5月

岩手県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度ドローン操縦に係る体験会開催委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案審査の概要については、次のとおりとする。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別に掲げる審査内容に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査項目

配点は100点満点とし、審査項目は次のとおりとする。

審査項目		審査観点	配点	
事業目的	事業目的	・委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
提案のあった業務の内容が優れていること	企画	・ドローン操縦に係る体験会の開催に係る提案内容が、発想に優れ、体験会の会場設定や許認可手続き等の事前準備も含めて適切な提案となっているか。	40	20
		・体験会の周知方法に係る提案内容が、発想に優れ、誰もが理解しやすい内容となっており、沿岸広域振興局管内の住民に確実に周知できるものとなっているか。		20
	事業効果	・企画内容に実効性があり、的確であって特に優れ、評価すべき内容であるか。	20	20
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・これまでの業務実績等から、ドローンを活用した業務や体験会の運営について必要なノウハウを持っていることが認められるか。 ・緊急時の連絡体制等、県と密接な連携がとれる体制が確保されているか。	20	20
	見積書	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。	10	10
合 計			100	

### 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は書面審査とし、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションは行わない。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書に基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (3) (2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。